

ECB のフィンテック銀行ライセンスに係る指針案と 銀行業務に進出するフィンテック企業

佐藤 広大、富永 悠

■ 要 約 ■

1. 欧州中央銀行（ECB）は 2017 年 9 月 21 日、フィンテック銀行ライセンスに係る指針案を公表した。背景としては、最近の技術イノベーションにより、銀行業務に参入するフィンテック企業が増加しており、ECB への銀行ライセンス申請数も増加していることがあげられる。
2. 同指針案は、フィンテック企業の銀行ライセンス取得を促進したり阻害したりするものではなく、フィンテック銀行ライセンスに係る要件の明確化を目的としている。例えば、フィンテック銀行は通常の銀行とは異なる事業リスクを負うことから、追加の資本・流動性要件を課す場合もあり得るとしている。
3. 銀行ライセンスの取得を目指すフィンテック企業には、大別して、モバイル専門銀行等を見据えて新たに立ち上げられる企業と、決済等のサービスから銀行業務へ拡大しようとする既存の企業がある。他方、提供するサービスや機能に着目すると、モバイル・アプリ等を通じた顧客向けのフロント業務に注力するプレーヤーと、フィンテック企業を含めた他社向けのハブやインフラとしての役割に注力するプレーヤーが存在する。
4. フィンテック企業による銀行業務への参入に関しては、欧州だけでなく米国でも規制当局からの指針案公表の動きが見られるが、顧客や金融業界全体にとって良いところは受け入れ、悪影響を及ぼす可能性は封じ込めるために、議論や具体的な取り組みを活発化させるという狙いは共通している。世界中で金融サービス業のデジタル化が加速する中、ECB が指針案で示したフィンテック銀行の存在感が欧州で大きくなっていく可能性は十分考えられ、今後の動向がますます注目されよう。

I はじめに

欧州中央銀行（ECB）は2017年9月21日、フィンテック銀行（fintech credit institution）ライセンスに係る指針案¹（以下、ECB指針案）を公表した。フィンテック銀行ライセンスに係る要件を明確化することを目的とするものである。背景としては、最近の技術イノベーションにより、銀行業務に参入するフィンテック企業が増加しており、ECBへの銀行ライセンス申請数も増加していることがあげられる。実際、2016年7月以降、6社のフィンテック企業が銀行ライセンスを取得している。

各国におけるフィンテックに対する監督上の取り組みは活発化している。例えば、英国金融行為監督機構（FCA）は2016年5月、レギュラトリー・サンドボックス²を導入している。レギュラトリー・サンドボックスは、英国の他にも、シンガポール、香港、オーストラリア、カナダなどでも導入されている。レギュラトリー・サンドボックス以外の取り組みでは、アイルランドが2015年3月、国際金融サービスの新規戦略としてIFS2020を公表しており、その中でフィンテックの育成等を国策として促進することを掲げている。また、米国では通貨監督庁（OCC）が2017年3月、フィンテック企業に銀行ライセンスを付与する構想として、預金、融資等の主要な銀行業務のみの限定された範囲での権利を持つ特別目的国法銀行（SPNB）に関する指針案を公表した³。

日本でも2017年6月の「未来投資戦略2017」において、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速する観点から、フィンテック実証実験ハブ（仮称）が政策に盛り込まれた。また、金融庁が2018年度以降にフィンテック普及に向けて、関連法を再編し、決済や送金などの業務を1つの法律で規制・監督する新法を策定することも報じられている⁴。

そのような中、規制当局によるライセンスを受ける形でのフィンテック企業による銀行業務への参入は、世界中で増加している。例えば米国では、レンディング事業を営むソーファイ（SoFi: Social Finance）や、モバイル決済等を提供するスクエア（Square）といった著名フィンテック企業がインダストリアル・バンク⁵と呼ばれる、非金融機関による銀行サービス提供を可能にするライセンスをユタ州で申請する動きもあり、フィンテックと

¹ ECB, “Guide to assessments of fintech credit institution licence applications,” September 2017.

² レギュラトリー・サンドボックスとは、直訳すると「規制の砂場」となり、規制当局主導のもと革新的な事業を育成するための実証実験を行える環境を指す。詳細については、荻谷亜紀「FinTech 振興を図る英国 FCA のレギュラトリー・サンドボックス」『野村資本市場クォーターリー』2017年春号参照。

³ OCC, “Comptroller’s Licensing Manual Draft Supplement: Evaluating Charter Applications From Financial Technology Companies,” March 2017. 通常、SPNBは預金業務も対象とするが、2017年3月のOCC指針案では、預金を受け入れないSPNBが想定されている。詳細については、佐藤広大「米OCCによるフィンテック企業への特別目的国法銀行免許の付与構想を巡る議論」『野村資本市場クォーターリー』2017年秋号（ウェブサイト版）参照。

⁴ 日本経済新聞「フィンテック普及へ新法 金融庁、銀行決済や送金安く」2017年10月13日参照。

⁵ ユタ州以外では旧称のILC（Industrial Loan Companies）という名称が用いられている。なお、ソーファイはCEOの退任騒動等を経て、インダストリアル・バンクの免許申請を一旦取り下げている。ソーファイについては、宮本佐知子「米国のオンライン金融サービスモデルに関する一考察—シリコンバレーから大手銀行に挑戦するSoFi—」『野村資本市場クォーターリー』2016年春号参照。

銀行の線引きに関して多くの議論を巻き起こしている⁶。

テクノロジーの進展が目覚ましい中国でも、すでに大手 IT 企業のテンセントやアリババ関連会社のアント・フィナンシャルが、オンライン専門銀行をそれぞれ設立している⁷。また、韓国でも、メッセージング・アプリ企業のカカオが設立したオンライン専門銀行であるカカオ・バンクが、2017年7月サービスを開始した。

このように各国でフィンテックに係る取り組みが活発化し、銀行業務へ参入するフィンテック企業が増加する中、今般の ECB 指針案は、フィンテック銀行のライセンス取得プロセスを明確化することにより、フィンテック銀行の健全性を高め、顧客保護を図るものとなっている。そこで以下では ECB 指針案の内容を概観した上で、フィンテック企業の銀行参入の事例について紹介することとする。

II ECBによるフィンテック銀行ライセンスに係る指針案の概要

ECB 指針案⁸は、2017年11月2日までパブリック・コメントを募った上で、同年12月20日に最終報告書が公表されることとなっている。ECB 指針案は、前提として、フィンテック銀行も通常の銀行と同じ要件が求められるとしており、フィンテック銀行のライセンス取得を促進したり阻害したりするのではなく、フィンテック銀行ライセンスに係る要件を明確化することを目的としている。

ECB は「フィンテック銀行」を、テクノロジーによるイノベーションに基づき銀行の商品・サービスが組成・提供されている事業モデル（を有する銀行）、と定義しており、フィンテック銀行の例として2つ挙げている。第1は、自社開発、フィンテック企業買収、または戦略的提携（ホワイトレーベリングや外部委託等）を通じて技術イノベーションを展開・統合する既存銀行である。第2は、決済業者、投資サービス会社、電子マネー業者等の既存の金融サービス提供者や、技術イノベーションに基づき既存銀行の領域へと進出する新規参入行である。

以上の定義に基づき、同指針案は、（1）資本・流動性、（2）組織体制、（3）役員の適正性、（4）株主の適正性、（5）事業計画について ECB としてのスタンスを掲示している（図表1）。

⁶ 米国を中心とした海外の銀行とフィンテックにおける競争の動向全般は、淵田康之「銀行対 FinTech—競争の構図」『野村資本市場クォーターリー』2017年夏号参照。

⁷ 宋良也「中国のネット専門銀行への取組み—「百信銀行」について」『野村資本市場クォーターリー』2016年春号（ウェブサイト版）参照。

⁸ 同時に、フィンテックに限らない企業一般による銀行ライセンスに係る指針案（ECB, “Guide to assessments of licence applications: Licence applications in general,” September 2017）も公表されている。

図表 1 ECBによるフィンテック銀行ライセンスに係る指針案の概要

項目	詳細項目
資本・流動性	<ul style="list-style-type: none"> • 当初資本：初期段階の損失可能性に係る要件。 • 流動性：初期段階の流動性リスクに係る要件。
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> • 信用リスクの承認とガバナンス：与信意思決定プロセスのガバナンスや信用評価に係る要件。 • IT関連リスク：サイバー攻撃へのセーフガードに係る要件。 • クラウドサービス等のアウトソーシング：デュー・デリジェンス等に係る要件。 • データ・ガバナンス：データのリスク管理に係る要件。
役員の適正性	<ul style="list-style-type: none"> • ITの能力：ITの知識・経験、チーフITオフィサー設置に係る要件。 • 金融の能力：金融の知識・経験に係る要件。
株主の適正性	<ul style="list-style-type: none"> • 評判：専門性等の評判に係る要件。 • 財務健全性：フィンテック銀行支援のための財務に係る要件。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネス・モデルの執行リスク：初期段階の損失等の見通しに係る要件。 • エグジット計画：秩序ある市場退出に係る要件。

(出所) ECB “Guide to assessments of fintech credit institution licence applications” September 2017 より
野村資本市場研究所作成

1. 資本・流動性

資本について、フィンテック銀行は、特に初期の段階において、市場シェア獲得のため、高いリスクを取ることがあり、追加資本の具備を必要とする場合があるとする。例えば、預金獲得のため高い金利を損失覚悟で顧客に提供する場合や、変化の大きな市場で利益を維持するため、市場ニーズに応じて事業モデルを変更する場合である。

また、流動性について、フィンテック銀行が通常の銀行と異なる流動性リスクを負う場合があるとする。例えば、金利に敏感なオンライン預金利用者が、高い金利を求めて他社へ資金を移すことにより、預金の出入りが多くなる場合や、フィンテック銀行が銀行間で資金調達をする場合、収益性の低さにより、調達条件が不利になる場合である。

フィンテック銀行は通常の銀行とは異なる事業リスクを負うことから、フィンテック銀行に対してより厳しい資本・流動性要件を求める ECB の姿勢が伺えるものとなっている。

2. 組織体制

組織体制で特に注目されるのが、信用リスクの承認とガバナンス、IT 関連リスク、クラウド・サービスなどの外部委託である。

まず、信用リスクの承認とガバナンスについて ECB は、フィンテック銀行がライセンスを取得した後であっても、与信プロセスを追加で確認する場合があるとする。また、税制の違いなどを考慮した上で各国別の信用評価プロセスを求めることもあるとしている。さらに、外部業者等のデータ、信用評価を利用する場合も、同等のリスク管理を求めることとしている。

また、フィンテック銀行は、テクノロジー主導の事業モデルを採っており、開発段階の技術を利用することもあるため、IT 関連リスクに関して特別なセーフガードが求められ

るとする。そこで、フィンテック銀行がサイバー攻撃の影響を極小化するために、IT インフラ導入が計画通り実施されているかなどに関する実地検査、サイバー攻撃に迅速に対応するための方針・手続きの具備と専門人材が求められている。

さらに、フィンテック銀行は、外部委託やクラウド・サービスを利用することも多い。そこで、フィンテック銀行が外部委託業者を利用する場合、外部委託業者に係る適切なデュー・デリジェンスを実施し、財政状況、その市場におけるポジション、事業継続性等を考慮する必要があるとしている。また、クラウド・サービスを利用する場合に、契約及び技術的取り決めに係る包括的アセスメント、特定のクラウド・サービス提供者への依存度、個人情報、機密データの保護体制、システム不具合時の対応等の確認が求められる。

3. 役員の適正性

フィンテック銀行の役員は、通常の銀行と同じ基準を求められるが、その上でフィンテック銀行の役員の場合、通常の金融に関する知見・経験に加え、テクノロジーに関する知見・経験も求められる。また、チーフ IT オフィサー（Chief Information Technology Officer）を役員として選定することを検討することが求められる。

4. 株主の適正性

フィンテック銀行の株主は、創業者、ベンチャー・キャピタル、起業支援をするインキュベーターなど様々であり、フィンテック銀行に対して大きな影響力を持つことが多い。そこでフィンテック銀行の大株主⁹には、適切な評判を有していることに加え、フィンテック銀行の資金ニーズに対応するため、財務健全性が求められる。銀行ライセンス取得プロセスの一環として、大株主は、必要に応じてフィンテック銀行の所要当初資本を超過する財務支援を行う計画を表明することが求められる。

5. 事業計画

フィンテック銀行は通常の銀行に比べ、事業計画において不確定要素が多くなる。そのため初期の3年間で損失をカバーできるだけの十分な資本を持ち、エグジット計画を実行できるだけの資本を持つことが求められる。

このように、ECB 指針案では、通常の銀行とのレベル・プレイングフィールドを確保した上で、フィンテック銀行特有のリスク対応について詳細に述べられており、フィンテック銀行が金融システムに及ぼしうる警戒感も垣間見えるものとなっている。各国当局が、フィンテックの促進を積極的に行う中、またフィンテック銀行の銀行ライセンス申請が増加する中、欧州の中央銀行として金融システムの健全性確保を優先するものとなっている。

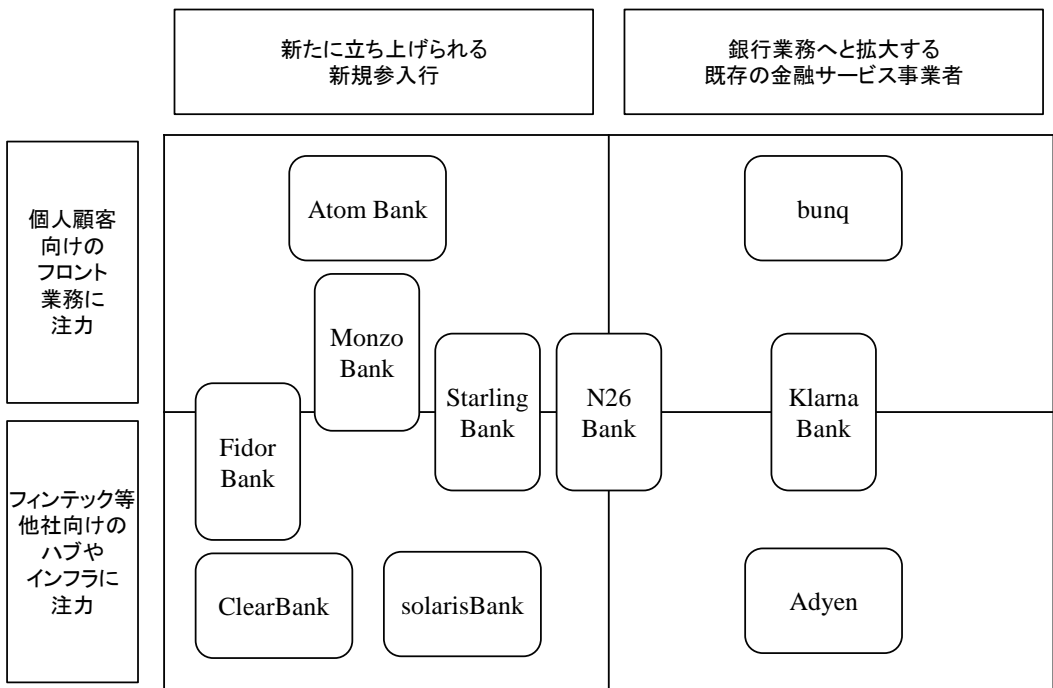
⁹ ここでいう大株主は、株式保有比率 10%以上の株主または保有比率上位 20 位までの株主。

III フィンテックによる銀行ライセンス申請・取得事例

ECB 指針案におけるフィンテック銀行の定義を紐解くと、まず既存銀行と新規参入行に大別しており、そのうちの後者を、①新たに立ち上げられる新規参入行と、②銀行業務へと拡大する既存の金融サービス業者に分けていることが窺える。他方、提供するサービスや機能に着目すると、一般に、モバイル・アプリ等を通じた個人顧客向けのフロント業務に注力するプレーヤーと、フィンテック企業を含めた他社向けのハブやインフラとしての役割に注力するプレーヤーが存在する（図表2）。

以下、当該分類に沿って、欧州において銀行ライセンスを取得したフィンテック企業の事例を取り上げる（図表3）。

図表2 欧州の主要なフィンテック銀行のマッピング



(出所) 野村資本市場研究所作成

図表3 銀行ライセンスを取得した欧州の主要なフィンテック銀行

設立年	企業名	本拠地	概要	銀行ライセンス
2005	Klarna Bank	スウェーデン	決済サービス会社として始まり、2015年10月に銀行ライセンス申請。その後、社名を Klarna から Klarna Bank に変更。 (サービス名は引き続き Klarna)	2017年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2006	Adyen	オランダ	決済サービス会社。電子商取引等の業者がクレジットカード他の各種決済を受け付けるためのソリューションを提供。	2017年に預金は受け入れないアクワイヤリング銀行 ¹⁰ としてライセンス取得。
2009	Fidor Bank	ドイツ	創業時よりバーチャル口座 ¹¹ を提供。顧客接点としてソーシャルメディアを駆使。2016年に仏金融グループ BPCE により買収。	2009年にフルサービスの銀行ライセンス取得。2015年に単一パスポート制度に基づいて英国に進出 ¹² 。
2013	bunq	オランダ	決済サービス会社。個人向けにモバイル・アプリを通じた送金サービスを提供。	2015年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2013	Tandem	英国	英国のデジタル・チャレンジャー・バンクとして Atom Bank に次いで銀行ライセンスを取得。	2015年にフルサービス銀行ライセンスを取得するものの2016年に失う ¹³ 。
2013	N26 Bank	ドイツ	NUMBER26の名称で創業し、銀行ライセンス取得により子会社の N26 Bank とあわせて N26 Group を形成。	2016年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2014	Starling Bank	英国	Allied Irish Bank の COO を務めた Anne Boden が創業したモバイル専門銀行。	2016年に限定銀行ライセンス、2017年にフルサービス銀行ライセンス取得、同年単一パスポート制度に基づいてアイルランドに進出 ¹⁴ 。
2014	Atom Bank	英国	英国初のモバイル専門銀行。スペイン大手行 BBVA が出資。	2015年に限定銀行免許、2016年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2015	Monzo Bank	英国	同業の Starling Bank 出身の Tom Blomfield 氏が Mondo の名称で創業し、2016年に社名変更。	2016年に限定銀行ライセンス、2017年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2015	solarisBank	ドイツ	フィンテック企業向け銀行プラットフォーム・サービスを提供。	2016年にフルサービス銀行ライセンス取得。
2015	ClearBank	英国	他のフィンテック企業等に決済システムへのアクセスやコア・バンキング・ソリューションを提供。	2016年にフルサービス銀行ライセンス取得。

(出所) 各種公開情報より野村資本市場研究所作成

¹⁰ 小売店(マーチャント)向けの決済のために買物客から支払金を受け入れる銀行のこと。¹¹ 疑似的に複数の口座で資金を管理できるサービス。¹² 単一パスポート制度とは、欧州経済領域(EEA)域内で単一の認可が適用される制度であり、進出先国における認可取得が不要となる。¹³ 中国資本の企業からの出資計画を巡り、中国規制当局による却下の懸念を背景に出資が取り下げられたことで資本要件を満たせず、2016年に銀行免許を失った。その後、2017年に老舗百貨店 Harrods の銀行部門である Harrods Bank を買収する方針に舵を切った。¹⁴ <https://community.starlingbank.com/t/passport-to-europe/405>

1. 新たに立ち上げられる新規参入行

1) デジタル・チャレンジャー・バンクの台頭とアプリ銀行

英国では、近年の新規参入行はチャレンジャー・バンクと呼ばれるが、他の欧州諸国においても銀行業務への新規参入はみられる¹⁵。中には、チャレンジャー・バンクの代表格とされる、2010年に英国で銀行ライセンスを取得したメトロバンク（Metro Bank）のように、店舗網を持ち、平日の営業時間延長や土日・祝日の営業など従来存在しなかった顧客サービスを提供することで差別化を図る形態も存在するが、テクノロジー活用に注力した銀行も多く、それらデジタル・チャレンジャー・バンクはECB指針案が掲げるフィンテック銀行に相当しよう。

なお、テクノロジーを活用した金融関連サービスという観点では、スマートフォンなどのアプリ上で銀行サービスを提供するフィンテック企業として、以前からシンプル（Simple）¹⁶やムーヴェン（Moven）などが存在する。いずれも自社では銀行ライセンスを保有せず、既存銀行と提携することで顧客にサービスを提供している。当該形態はネオバンク（neobank）とも呼ばれるが、デジタル・チャレンジャー・バンクの中には、ネオバンクの発展系として、自ら銀行ライセンスを取得し、直接的に、アプリ銀行とでも言うべき形態で銀行サービスを提供する業者が現れている。

英国における当該形態の代表例として、健全性監督機構（PRA）及びFCAから2016年にフルサービス銀行ライセンスを取得したアトム・バンク（Atom Bank）が挙げられる。同社は英国初のモバイル専門銀行を謳っており、テクノロジーを活用した新しい顧客体験（customer experience）を特長としている。例えば、顔や声を利用した生体認証の仕組みは他行に先駆けて導入した。また、金融商品の点でも、しばしば業界をリードする水準の貯蓄口座金利やモーゲージ金利を提供している¹⁷。一方、同行は従前、当座預金口座を2020年までに500万件獲得する目標も掲げていたが、規制動向による影響の不透明さを理由に同口座の提供開始は早くても2018年以降へと延期するなど、新しいビジネス・モデルを確立するために試行錯誤していることが窺える¹⁸。

¹⁵ イングランド銀行と当時の金融サービス機構（FSA、現在のPRA及びFCA）により2013年に公表並びに実施された、新規参入銀行の要件緩和と認可プロセス改善がチャレンジャー・バンク台頭の契機となった。詳細は、神山哲也、飛岡尚作「大手英銀の牙城に挑むチャレンジャー・バンクとFinTech」『野村資本市場クォーターリー』2015年夏号参照。なお、海外既存金融機関による参入計画も見られる。例えばゴールドマン・サックスは米国で個人向けオンライン預金及び融資の事業を展開しているが、英国でも2018年の中ごろまでに個人向けオンライン預金サービスを提供することを予定している。

¹⁶ 同社は2014年にスペイン大手行BBVAに買収されている。

¹⁷ 例えば、2017年10月26日時点で、同行貯蓄口座における定期預金2年もの金利は年2.05%に設定されており、これは金利比較サイトMoneysupermarket.comによると英国内最高水準である。また、モーゲージ金利に関しては、2017年4月に期間限定のプロモーションながら、5年もの金利を同行の2年もの金利と同じ水準に引き下げ、大幅な逆転となる年1.29%で提供したこともあった。

“Atom Bank offers five-year mortgages for the price of two-year loans,” *The Telegraph*, April 11, 2017.

¹⁸ “Atom Bank backed by Neil Woodford given full banking licence and outlines ambitious plans for 5m current accounts by 2020,” *This is Money*, June 25, 2015.

“Atom bank postpones current-account launch,” *Financial Times*, June 6, 2017.

英国では他にも、同国モバイル専門銀行として初めて当座預金口座の提供を開始したスターリング・バンク（Starling Bank）、ベンチャー・キャピタルに加えて株式型クラウドファンディングを併用した設立資金の調達でも注目されたモンゾ・バンク（Monzo Bank）などが存在し、これらはモバイル・アプリを通して顧客に接するインターフェースやフロント業務に注力している形態と言えよう。

2) インフラやハブとしてのフィンテック銀行の出現

前述のアプリ銀行を含め、フィンテック企業のサポートを主目的とした、いわばインフラとしての銀行サービスに特化したフィンテック銀行も現れている。独ソラリスバンク（solarisBank）は、自行のことを「銀行ライセンスを保有するテクノロジー企業」と表現し、技術と銀行サービスの両面から他のフィンテック企業をサポートすることを本業としている。具体的には、口座や取引関連サービス、コンプライアンス、信託ソリューション、運転資金ファイナンス、オンライン・ローンといった金融サービスをモジュール・ベースの銀行ツール・キットという形で提供している¹⁹。このように、銀行が一種のプラットフォームとなり、その上で他社サービスが提供されることを念頭に置いたビジネス・モデルは「Bank-as-a-Platform（BaaP）」と呼ばれることもある。自らは銀行ライセンスを持たず、ソラリスバンクをバックエンドのパートナーとすることで、顧客向けインターフェースなど自社の強みに専念してサービスを構築する業者は多数存在する。例えば、中小企業向け法人口座に特化した金融サービス提供を掲げる独ペンタ（Penta）²⁰、フィンテック企業向けのグローバル・バンキング及びコンプラ関連プラットフォームを標榜する英レイルズバンク（RailsBank）、オランダ発の電子ギフトカード発行業者ファッションチェック（fashioncheque）、P2P送金サービス業者の独クリングル（Cringle）、自動車のオンライン・マーケットプレイスを運営する独アウトスカウト 24（AutoScout24）²¹が挙げられる。なお、ソラリスバンクのような銀行プラットフォームからAPI²²の形式で機能毎に提供される銀行サービス、またはその利用形態は、「Bank-as-a-Service（BaaS）」とも呼ばれる。

同様に、2017年秋にサービス開始予定の英クリアバンク（ClearBank）は、リテール向けの銀行サービスは行わず、他のフィンテック企業等に対して決済システムへのアクセスや勘定系（core banking）ソリューションを提供することで当座預金サービスを支援することを謳っている。

¹⁹ “FinLeap’s solarisBank to offer Banking-as-a-Platform so startups can ride fintech gravy train,” *TechCrunch*, March 14, 2016.

²⁰ ペンタは銀行ライセンスを保有するパートナーを求めて計 12 行と会話をしたが、高品質な API やサポート体制を決め手として最終的にソラリスバンクと提携することを決めた旨を記している。
<https://medium.com/@GetPenta/solarisbank-penta-partnership-a78206d3f107>

²¹ ソラリスバンクの融資ソリューションである Rapid Credit を同社のモバイル・アプリに組み込むことで自動車ローンを提供している。

²² API は Application Programming Interface の意であり、あるシステムの機能を外部のプログラム（ソフトウェア）から利用できるように接続・連携する仕組みのこと。

リテール顧客にサービス提供するフィンテック銀行においても、他のフィンテック企業と協業する事例は見られる。著名な事例としては、ドイツの N26 やフィドール・バンク (Fidor Bank) が挙げられる。まず N26 は、創業当初 NUMBER26 という社名で、銀行ライセンスを保有する独フィンテック企業ワイヤーカード (Wirecard) と提携し、いわゆるネオバンクとして銀行サービスを提供していたが、元来、同社は他のフィンテック企業との協業に積極的であった。例えば独キャッシュ・ペイメント・ソリューションズ (Cash Payment Solutions) の現金支払いサービスであるバーツァーレン (Barzahlen) を用いて提携スーパーのレジでも現金の入出金が可能で、また、エストニア出身の創業者が英国で立ち上げたトランスファーワイズ (TransferWise) との提携によりアプリ内でシームレスに海外送金サービスを利用することができる。その後、同社は 2016 年 7 月に自ら銀行ライセンスを取得し、N26 Bank の自社サービスとして預金口座の提供を開始した。他方、資産運用については独ロボ・アドバイザー会社のヴァーモ (vaamo) と提携するなど、他のフィンテック企業のハブという立ち位置も強化している。

次に、フィドール・バンクは、「banking with friends」や「ソーシャルメディア銀行」というコンセプトを掲げ、フェイスブック上の同行公式サイトにおける「いいね」の数に応じた預金金利の変動など、特徴的な取り組みを実践している。銀行ライセンスを持たないフィンテック企業との協業としては、ブロックチェーン技術を用いた送金システム基盤を提供するリップル (Ripple) のプロトコル採用や、ビットコイン取引所のクラケン (Kraken) との提携による仮想通貨に特化した銀行プラットフォーム構築といった先鋭的な取り組みが挙げられる。また、同社はスペインの大手通信会社テレフォニカ傘下の独テレフォニカ・ジャーマニー (Telefónica Germany) と提携し、銀行ライセンスを含めたホワイトレーベルの形態で、モバイル・バンキング技術を提供した。その結果、2016 年 7 月に、初の通信会社によるモバイル専門銀行アカウントを謳う、O2 バンキング (O₂ Banking) と名付けられたモバイル・アプリの提供が始まった。

なお、アプリ銀行として紹介した前述のスターリング・バンクは、フィンテック向けの銀行インフラとしての側面も持つようになってきている。同行は 2017 年 4 月、開発者向けに API を公開するポータルサイトを開設し²³、同年 9 月には提携するフィンテック企業のサービスを一カ所に集めたマーケットプレイスというコンセプトのサイトを立ち上げている²⁴。そこでは、API を通じて同行システムと統合されたパートナー企業のサービスが掲載されているが、例えば、統合第一弾として掲げられているフラックス (Flux) は電子レシートやロイヤルティ・プログラム関連サービスを提供しており、同行アプリ内にて 30 秒以内でフラックスの機能をアクティベート可能と謳われている。他方、スターリング・バンクのライバルであるモンゾ・バンクは

²³ <https://developer.starlingbank.com/>

²⁴ <https://www.starlingbank.com/marketplace/>

2016年2月にはAPIの第一弾を提供開始していたものの、APIの用途は個人的用途に限定されており、開発されたアプリの一般公開やAPIの拡充も当面行わない旨が示されるなど、APIに根差した銀行インフラとしてのスタンスには差異も見られる²⁵。

2. 銀行業務へと拡大する既存の金融サービス業者

1) 銀行ライセンスを取得する主な理由

従来、フィンテック企業は厳しい金融規制とは距離を置き、自らは規制当局からのライセンスを取得しないか、必要最低限の取得に留め、必要に応じてすでにライセンスを保有するパートナーと提携する形態が主流と見られていた。例としては、決済関連サービス業者や、前述のトランスファーワイズ、P2P (Peer-to-peer) レンディング業者、ネオバンクといったプレーヤーが挙げられ、仲介の中抜き等の斬新なアイデアを武器に、顧客から見て実質的に銀行業に近い金融サービスを、より安く便利な形で提供することが模索されてきた。ところが、近年、フィンテック業界が成熟し、規制当局もフィンテックの可能性やリスクについての認識を深めるにつれ、すでに一定の金融サービスを提供するフィンテック企業が銀行ライセンスを取得するケースが現れている。

銀行ライセンスを取得する理由は様々考えられるが、主たるものとして以下の二点が挙げられよう。

第一に、銀行サービスの提供である。中でも預金の受け入れを行う預金口座 (deposit account) の提供は通常、銀行ライセンスの保有者だけに認められるサービスであり、貯蓄口座 (savings account) や当座預金口座 (current account) を組み込んだ総合的な金融サービスを展開することで、事業戦略上の選択肢拡充が期待できる²⁶。預金サービスの提供は、安価な資金調達手段の確保にも繋がり、預金者に金利を支払ったとしても、他の金融サービスを展開するにあたって有利な資金源となり得る。そして、顧客の金融取引の中核を抑えられるため、他の金融サービスへの展開や、取引データを用いた可視化や分析を提供することで顧客に資する付加価値を高めることも可能となる。

第二に、信用力の獲得である。顧客から受け入れた預金が預金保険の対象となることで、顧客から見た信用リスクが抑えられ、競争上有利になる可能性がある²⁷。また、銀行として規制される代わりに社名に銀行 (bank) を冠することが認められるため、

²⁵ モンゾ・バンクにおける現時点でのAPIに関するスタンスの背景としては、過去分に遡及されないAPI変更が行われること、他社が同行APIに依存した場合にサポートしきれないこと、第2次決済サービス指令 (PSD2) により銀行API活用の在り方が変わり得ることが挙げられている。

<https://developers.monzo.com/> 及び <https://monzo.com/blog/2017/05/11/api-update/> 参照。

²⁶ 銀行以外にも預金口座を提供できる金融機関が存在する場合もある。例えば英国では building society (住宅金融組合) や credit union (信用組合) が挙げられる。

²⁷ EUでは Deposit Guarantee Scheme (DGS) により1人1銀行につき10万ユーロまで、英国では Financial Services Compensation Scheme (FSCS) により同様に8万5千ポンドまでを上限として補償される。

社会的な知名度向上といったブランディング効果の発揮も期待できよう。さらに、銀行ライセンスを持たない先進的フィンテック企業と結びつき、代わりに顧客チャネルになる等の相互補完関係を築き、銀行プラットフォームとして成長する展望も拓ける。

フィンテック企業は、資本要件など、銀行としての複雑で厳しい規制を課されることを加味して、銀行ライセンスを申請するか総合的に判断することになる。以下、実際にライセンス取得に動いた事例について述べる。

2) 銀行ライセンスを取得したフィンテック企業

電子商取引向けに後払い決済サービスを提供するスウェーデン発の著名フィンテック企業であるクラナ (Klarna) は、2015年10月にライセンス申請し、2017年6月に同国金融監督局からフルサービスの銀行ライセンスを取得した²⁸。同社は、北欧及びドイツ等を中心に電子商取引向け決済サービス会社として7万店に上る顧客を抱え、1日当たり45,000件の取引を処理するなど高い地位を築いており、銀行ライセンス取得により一躍、評価額22.5億ドルの欧州最大規模のフィンテック銀行として躍り出る形となった。なお、銀行ライセンス取得まで20ヵ月を要した審査期間中、クラナが具体的に当局との間でどのようなやり取りを行ったのかは同社の公式発表から窺い知ることはできないが、同社CEOのセバスチャン・セマトコブスキ (Sebastian Siemiatkowski) 氏は2016年9月5日のストックホルム・テック・フェストにて、「スウェーデン金融庁の人から『私たちの仕事はフィンテック企業を支援することではない』と言われた。それはつまらない姿勢だ。」と述べたことが現地のテクノロジーニュースサイト Breakit により報じられていた²⁹。もっとも、審査期間への影響有無は定かではないが、同社では2016年の1年間だけでもCFOを含めた複数の幹部や役職者が退職していたことも報道されており、急成長するベンチャー企業にしばしば見られるような経営上の困難に対峙してきた側面もあるものと推察される³⁰。

クラナはその後、2017年8月に個人間 (P2P) 送金アプリのウェイヴィー (Wavy) の提供を開始するなど、サービスを拡充している。そして、銀行ライセンスの取得を受けた事業展開としては預金口座や小売業者向けクレジットカードの提供が取り沙汰されているが³¹、2017年6月にはVISAが同社に戦略的投資を実施していることもあり³²、今後の動向が注目される。

²⁸ “Swedish fintech leader Klarna wins banking licence,” *Financial Times*, June 19, 2017.

欧州の銀行認可プロセスでは、銀行が設立される国の監督機関 (スウェーデンの場合は同国金融庁である Finansinspektionen: Financial Supervisory Authority) に申請後、当該国の監督機関と ECB が緊密に連携しながら審査が進められ、申請から12ヵ月以内に ECB が最終判断する。ただし期間中に中断があった場合には12ヵ月を超えることもある。EU 各国でプロセスは共通だが、申請が完了して審査開始となるタイミングの定め方などの差異は存在する。

²⁹ “Izettle: Vi sågade bankerna - då blev de enklare att jobba med,” *Breakit*, September 5, 2016.

³⁰ “Avhoppen på Klarna fortsätter - nu lämnar ytterligare 8 chefer,” *Breakit*, January 3, 2017.

³¹ “Klarna was just granted a full banking licence - aiming to become ‘the Ryanair of FinTech,’” *Business Insider*, June 19, 2017.

³² VISA によるクラナへの出資割合は約1%と推測されることが報道されている。

“VISA reportedly owns almost one percent of Klarna,” *Business Insider*, September 13, 2017.

大陸欧州では他にも、既に銀行ライセンスを取得しているフィンテック企業として、オランダの決済サービス会社バンク（bunq）や、同アディエン（Adyen）が挙げられる。バンクは個人間送金アプリ等を提供するフィンテック企業であり、グループ内メンバーでアカウントを共有できたり、小売店は支払い情報やメッセージを埋め込んだ独自のQRコードを生成できたりといった使い勝手の良いサービスを特長としている。また、APIやSDK³³を公開することで、バンクからのデータを用いた独自アプリの開発を可能にするなど、ユーザーや開発者を巻き込んだ展開を進めている。同社は2015年に独立系の銀行としてはオランダで10年ぶりとなる銀行ライセンスを取得した。その結果、同社が受け入れる預金は預金保険による保護を受けられるようになった。今後の目指す姿として、同社は決済分野におけるワッツアップ（WhatsApp）³⁴のような存在となることを掲げており、すぐに全ての銀行サービスを提供するのではなく、顧客のメインバンクがどこであろうと利用してもらえるように、徐々に事業分野を拡大する方針を示唆している³⁵。

一方、アディエンは電子商取引業者向けに決済サービス技術を提供してきたフィンテック企業であり、決済プロセスにおける端から端（end-to-end）までの処理を最適化することを使命としてきた。しかし、プロセスの最終局面である決済では銀行の旧態依然としたインフラに依存していた³⁶。そこで、同社は2017年4月にアクワイヤリング銀行としてのライセンスを取得し、ボトルネックとなっていた当該プロセスを自ら処理できるようになり、顧客の決済完了にかかる時間を短縮化するための道を開拓した³⁷。なお、同社は預金の受け入れが可能となるフルサービス銀行ライセンスを取得する予定はないとしている。

3) 今後の銀行ライセンス取得が取り沙汰されているフィンテック企業

その他、銀行ライセンスを申請中または申請を検討しているフィンテック企業も存在する。英P2Pレンディング業者ゾーパ（Zopa）は、預金口座の提供や借入関連サービスの拡充を見据え、2016年11月に銀行ライセンスを申請済みで、2018年の取得を目指している。また、英決済サービス会社レヴォルト（Revolut）は、現在、電子マネー業者（electronic money institution）としてのライセンスを保有し、プリペイド・デビット・カードの発行や、外貨両替、P2P送金などの金融サービスを提供しているが、将来的にはモバイル・アプリ上でフルサービスの当座預金口座を提供することを念頭に、銀行ライセンスの申請を検討している³⁸。

なお、フィンテック企業の中には、銀行ライセンスではなく、現在すでに保有する

³³ Software Development Kit のことであり、ソフトウェア開発キットを意味する。

³⁴ フェイスブック傘下のメッセージング・アプリ。顧客はどこの通信キャリアと契約していようとも WhatsApp は利用できるものであり、bunq も同様の存在であろうとしている。

³⁵ “Bunq: ‘WhatsApp voor banken’,” *NRC*, November 25, 2015.

³⁶ <https://www.adyen.com/blog/adyens-banking-license>

³⁷ “Dutch payments processor takes pan-European license to bypass banks,” *Reuters*, June 24, 2017.

³⁸ “Payments app explores bank licence application,” *Financial Times*, July 30, 2017.

ライセンスで十分と考えている業者も散見される。例として、英 P2P レンディング業者ファンディング・サークル (Funding Circle) や、前述のトランスファーワイズなどが挙げられ、いずれも、より高い水準の資本要件といった厳しい規制が課されることを主な理由として、現時点では銀行ライセンスを申請する予定はない旨を表明している³⁹。

IV 今後の展望

米国・英国・アジア諸国においてフィンテック促進策が採られる中、ECB の指針案はフィンテック銀行のリスクを懸念し、通常の銀行以上に厳格な要件が求められる場合もあることを打ち出したものと言える。他方、フィンテック企業がユーロ圏において銀行ライセンスを取得するための道筋を明瞭化し、フィンテック銀行の高度化、更なる発展を促進するものと捉えることもできよう。但し、近年チャレンジャー・バンクの台頭を主導し、新規参入行を多数輩出している英国は EU 離脱 (ブレグジット) を控えており、銀行ライセンス付与及びパスポートリングに及ぼす影響が現時点では不明瞭である点には注意が必要だろう。

米国での議論、特に OCC が提案するフィンテック企業への SPNB 免許付与構想との比較については、以下の三点が挙げられよう。

第一に、資本要件の観点である。OCC 構想における資本要件では、リスク・ベースの所要資本で銀行業務を支えるべく、適切な尺度で資本の最低要求水準を計測する必要がある、といった趣旨となっている。参入初期段階で市場シェアを獲得するために、高い預金金利など、アグレッシブな価格戦略を採る可能性もあるフィンテック銀行の所要資本上乘せを示唆する ECB 指針案よりは中立的な記述と考えられる。

第二に、流動性要件の観点である。そもそも OCC 構想では預金を受け入れないフィンテック企業が想定されている。他方、ECB 指針案では、オンライン預金者は価格感応度が高いために他行への乗り換えも起きやすく、伝統的な銀行預金と比べると他行へ逃避しやすい点が指摘されており、OCC 構想とは前提が異なる。

第三に、フィンテック企業の位置づけである。OCC 構想では金融包摂 (financial inclusion) の取り組みについても事業計画に盛り込むことが求められており、伝統的金融機関も含めた金融サービス業全般におけるフィンテック企業の立ち位置や期待する役割が滲み出ている。他方、ECB 指針案では、フィンテック企業の参入を支持するわけでも阻止するわけでもないと言明してはいるものの、総じて前述の資本リスクや流動性リスクといった金融システムに与える影響の観点でフィンテック企業を警戒しているようにも見受けられる。この点は、英国が銀行業界の競争促進のために資本要件や流動性要件の緩和等の措置を取り、結果としてチャレンジャー・バンクが台頭したこととは対照的とい

³⁹ “Peer-to-peer lenders morph into traditional banking,” *Financial Times*, December 27, 2016.

“Fintech unicorn TransferWise reaches profitability, planning ‘new financial services’,” *TechCrunch*, May 16, 2017.

う見方もできよう。

上述のように、国や地域によってフィンテックに係る状況や、監督上求められるものは異なっているものの、昨今の進展の速いイノベーションについて、顧客や金融業界全体にとって良いところは受け入れ、悪影響を及ぼす可能性は封じ込めるために、議論や具体的な取り組みを活発化させる狙いは共通している。特に欧州では、第2次決済サービス指令（PSD2: Payment Services Directive 2）及び一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）の適用を2018年に控え、オープンAPI⁴⁰によるデータ開放・共有、及び、データ利活用を前提としたビジネス・モデルの進展が見込まれる⁴¹。結果的に銀行は、望むと望まざるとにかかわらず、ある種の金融プラットフォーム提供者となることが余儀なくされるという見方もできよう。世界中で金融サービス業のデジタル化が加速する中、ECBが指針案で示したフィンテック銀行の存在感が欧州で大きくなっていく可能性は十分考えられ、今後の動向がますます注目されよう。

⁴⁰ オープンAPIは、APIのうち、グループ外からのアクセスを可能とする開放度の高い仕組みを指す。

⁴¹ この動きはオープン・バンキングと呼ばれ、2つの規制がワンセットとなり推進される。EU加盟国は2018年1月13日までにPSD2の内容を国法化することが求められており、GDPRは2018年5月25日から適用される。詳細は、神山哲也、富永悠「欧州で進展するオープン・バンキングーオープンAPIと個人データ保護規制によるリテール金融改革ー」『野村資本市場クォーターリー』2017年夏号参照。